平成２７年（フ）第３７６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目14番32号
債務者　橋爪　清典
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
大阪府岸和田市下池田町３丁目１番７―112号
債務者　宇野　邦子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
大阪府岸和田市小松里町2188番地パルファン小松里401号
債務者　荻本　　滋
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
大阪府岸和田市戎町８番53号
債務者　福村　辰哉
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１０１号
札幌市清田区北野２条３丁目14番10号　ハイツ美建102号
債務者　深井慎一郎
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３８号
札幌市豊平区平岸３条５丁目１番３―405号
熊谷誠方、住民票上の住所札幌市中央区北６条西25丁目１番35号　ストーンヒルⅢ207号
債務者　松神　正友
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１３９号
札幌市豊平区平岸３条５丁目１番３―405号
債務者　熊谷　　誠（旧姓松神）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５３号
北海道北広島市西の里南１丁目３番地８　ニックス02―202号
債務者　鳴海　千春（旧姓澤村・林）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５４号
北海道北広島市東共栄２丁目９番地４
債務者　本間　経祥
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１７７号
札幌市白石区本郷通１丁目南１番12号
債務者　光野　誉啓
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８３号
札幌市南区川沿１条５丁目１番６号　ヴェルドーラⅡ―202号
債務者　松舘　雄貴
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８４号
札幌市南区川沿１条５丁目１番６号　ヴェルドーラⅡ―202号
債務者　松舘　詠美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９６号
北海道恵庭市島松東町２丁目１番３―102号
債務者　大田　鉄也
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０３号
札幌市白石区栄通15丁目13番25―405号
債務者　武石　英展
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０７号
札幌市白石区平和通９丁目北11番20号
債務者　黒江日出夫
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１４号
北海道石狩市花川南10条３丁目123番地２
債務者　高橋　良太
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２１８号
札幌市北区あいの里３条１丁目４番１号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部